MHM Asian Legal Insights

第 167 号 (2024 年 9 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ (編集責任者:弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

1. タイ : 個人情報保護法 (PDPA) 施行以来、初の行政罰が適用され

た注目事例

2. インド : Significant Beneficial Owner の報告制度

: 不動産関連法制の施行細則を定める政令の公布・施行 3. ベトナム

4. シンガポール : 商業登記上の連絡先住所 (Contact Address) 登録制度の導

入

: 倒産法の運用開始に向けたアップデート~倒産実務家の登 5. ミャンマー

録費用等の発表

今月のコラム ータイで食べるベトナム風タピオカ麺と、ベトナムで食べるタピオ カ麺ー

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジ ア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第167 号(2024年9月号)を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務 展開の一助となれば幸いに存じます。

※本レターに記載した円建て表記は、ご参照のために、各現地通貨を現在の為替レー トで換算したものとなります。

1. タイ: 個人情報保護法 (PDPA) 施行以来、初の行政罰が適用され た注目事例

タイの個人情報保護委員会 (Personal Data Protection Committee:「PDPC」) は、2024 年8月21日、タイ個人情報保護法(Personal Data Protection Act:「PDPA」)の違反に よる初の行政罰を科したことを発表しました。PDPA の違反による行政罰の実際の適用 は、PDPA が 2022 年に全面的に施行されて以来初めての事例となり、現地でも注目さ れています。

PDPA の違反による初の行政罰の適用事例(「本件」)は、オンライン通販事業を行う 現地企業(「本企業」)から、詐欺的な Scam Call を行う詐欺グループに、大量の個人情

MHM Asian Legal Insights

報が流出したという事例です。本件では、以下の義務違反につき、合計 700 万バーツ(約3,010 万円) の過料が科されており、初の事例にして、相応に高額の過料を科している点も注目されます。

(1) 情報漏洩時の報告義務違反:過料 300 万パーツ(約 1,290 万円)

データ管理者は、本人の権利及び自由に対するリスクを及ぼさない場合を除き、原則として、個人情報の侵害事象を認識してから 72 時間以内に、PDPC に報告する義務があります。

本企業は、その保有する顧客する大量の顧客情報(10万人超)が漏洩したにもかかわらず、適時にPDPCへの報告を行っていませんでした。

(2) データ保護責任者の任命義務違反:過料 100 万パーツ(約 430 万円)

大規模な個人情報を取り扱う業務を行うデータ管理者等には、PDPA の遵守に関する助言、個人情報の収集、利用又は開示の履行状況の調査、問題発生時の PDPC 事務局との折衝等を職務とするデータ保護責任者 (DPO) の選任が義務付けられています。データ保護責任者の選任が必要な場合については、本レター第 156 号 (2023 年 10 月号) をご確認ください。

上記の漏洩事案に基づき、PDPCが本企業の法令遵守体制について確認を行ったところ、本企業は、データ保護責任者の選任が必要であったにもかかわらず、選任していないことが発覚しました。データ保護責任者選任義務のある事業者はその選任者等について PDPC に通知することとされており、現在多くの企業がデータ保護責任者選任を行っている中で、この選任義務の不遵守は目立った違反になると思われます。

(3) 適切なセキュリティ対策の実施義務違反:過料 300 万パーツ

データ管理者は、無権限者による個人情報へのアクセスや個人情報の改変又は開示等を避けるための適切なセキュリティ対策を実施し、必要に応じて、当該セキュリティ対策の確認及びシステムのアップデート等を行う必要があります。「必要なセキュリティ対策」の具体的な基準は、PDPAの下位規則において定められています。PDPCの行った本企業の法令遵守体制の確認の中で、本企業は必要なセキュリティ対策も講じていないと判断され、本罰則の適用となりました。

PDPA の施行以来、PDPC には 660 件を超える PDPA 違反に関する通報・告発が寄せられていたにもかかわらず、PDPC はここまで一定の調査は行いつつも、実際の罰則の適用までは行ってきませんでしたが、本件においては一転して、行政罰の適用がなされました。このことは、PDPC が PDPA を周知する段階から違反行為に対して厳格な執行

MHM Asian Legal Insights

を行う段階に移行したことを示す、大きなマイルストーンといえるという見方もあり、 日系企業においても、タイでの事業に関して個人情報を取り扱う事業者は、より一層、 PDPA の遵守状況を継続的に監視することが重要となります。

(ご参考)

本レター第96号(2019年3月号)

https://www.mhmjapan.com/content/files/00036390/20190320-011345.pdf

本レター第 156 号 (2023 年 10 月号)

https://www.mhmjapan.com/content/files/00069085/20231020-115639.pdf

弁護士 細川 怜嗣

+65-6593-9467(シンガポール)

reiji.hosokawa@mhm-global.com

弁護士 松田 雄大

2 +66-2-009-5135 (バンコク)

yudai.matsuda@mhm-global.com

2. インド: Significant Beneficial Owner の報告制度

インド会社法では、インド企業に係る「重要な実質的所有者(Significant Beneficial Owner:「SBO」)」に該当する者について、会社登記局(Registrar of Companies)に対する報告等を求める制度(「SBO 報告制度」)が存在します。近年、マネー・ロンダリング等の金融犯罪防止の観点から、SBO 報告制度に関する執行が強化されており、実際に SBO 報告制度上の義務違反に関して罰則が科される事例も増えています。そこで、本レターでは SBO 報告制度の概要をご紹介します。

(1) SBO(Significant Beneficial Owner)の定義

SBO は、以下のいずれかに該当する個人(単独及び他者と共に行動する場合を含みます。)と定義されています。

- (a) 直接又は間接に、10%以上の株式若しくは議決権を保有し、又はある会計年度に おける配当総額の 10%以上の配当を受領する権利を保有している場合
- (b) 会社に対して「重大な影響」を及ぼす権限を有する場合(直接又は間接に財務上及び事業上の方針決定に参画する権限を有する場合。ただし、この方針決定を支配している場合を除く。また、直接の株主権の行使のみによる場合を除く。)
- (c) 会社に対して「支配権」を有する場合(株式若しくは経営権の保有、株主間契約、 議決権行使契約その他の方法を問わず、直接又は間接に、取締役の過半数を選任 し、又は経営若しくは方針決定を支配する権利を有する場合。ただし、直接の株 主権の行使のみによる場合を除く。)

MHM Asian Legal Insights

また、ある会社(「会社 A」)の株主が法人等である場合(インド企業か外国企業かを問わないとされています。)に、当該法人等若しくはその最終親会社の株式若しくは議決権の過半数を保有し、又は当該法人等若しくはその最終親会社による配当の過半数を受領する権限を有する個人については、会社 A に対する権利等を有するものとみなされるとされています。したがって、例えば、インド企業に対して出資を行っている日本企業において、当該日本企業の株式又は議決権の過半数を保有する個人株主が存在する場合には、当該個人株主はインド企業の SBO に該当し得ることになります。

(2) SBO 報告制度の概要

SBO 報告制度の概要は以下のとおりです。

項目	概要	違反した場合の罰則
SBO に該当する	SBO に該当する個人は、SBO に該当した時	50,000 インドルピー (約
個人の報告義務	点から 30 日以内に当該会社に対して、Form	84,000 円) +違反状態が
	BEN-1 により報告を行う必要がある	続いている間、1 日ごと
		に 1,000 インドルピー
		(約 1,680 円)を加算(た
		だし、200,000 インドル
		ピー(約335,000円)が
		上限)
会社の報告義務	会社は、上記 Form BEN-1 の報告を受けてか	<u>会社:</u>
	ら 30 日以内に会社登記局に対して、Form	100,000 インドルピー
	BEN-2 により報告を行う必要がある	(約 168,000 円)+違反
記録管理義務	会社は、Form BEN-3 を用いて、自社の SBO	状態が続いている間、1
	に関する記録を管理する必要がある	日ごとに 500 インドル
通知•回答義務	会社は、SBO に該当すると把握している、	ピー(約 840 円)を加算
	又は SBO に該当すると信じるに足る合理的	(ただし、500,000 イン
	な事由がある個人等が存在する場合には、当	ドルピー(約 838,000 円)
	該個人等に対して Form BEN-4 を用いて通	が上限)
	知する必要があり、当該通知を受けた者は、	
	30 日以内に求められた情報を会社に提供す	<u>役員:</u>
	る必要がある	25,000 インドルピー (約
		42,000 円) +違反状態が
		続いている間、1 日ごと
		に 200 インドルピー(約
		340 円) を加算(ただし、

MHM Asian Legal Insights

100,000 インドルピーが 上限)

以上のとおり、SBO 報告制度は、インド企業に出資している日本企業においても問題になり得る上、SBO 報告制度上の報告義務等の違反には、当該インド企業及びその役員等に対して実際に罰則が科される可能性があるため、SBO 報告制度を理解し、遵守する必要があります。

弁護士 御代田 有恒

☎ 03-6266-8989 (東京)

aritsune.miyoda@mhm-global.com

弁護士 小林 高大

☎ 03-5220-1856 (東京)

s.takahiro.kobayashi@mhm-global.com

3. ベトナム: 不動産関連法制の施行細則を定める政令の公布・施行

ベトナムでは、2023 年末から 2024 年初頭にかけて、不動産関連法制の根幹を構成する土地法・不動産事業法・住宅法を全面改正する法律が国会で成立し、新たな土地法 (Law on Land No. 31/2024/QH15)、不動産事業法 (Law on Real Estate Business No. 29/2023/QH15)、及び住宅法 (Law on Housing No. 27/2023/QH15) がいずれも 2024 年 8 月 1 日より施行されています。新たな土地法の概要については本レター第 161 号 (2024 年 3 月号)を、新たな不動産事業法及び住宅法の概要については本レター第 159 号 (2024 年 1 月号)を、それぞれご参照ください。

これらに関連し、今般、土地法の施行細則を定める政令(「土地法政令」、Decree No. 102/2024/ND-CP)が 2024 年 7 月 30 日に公布され、また、不動産事業法の施行細則を定める政令(「不動産事業法政令」、Decree No. 96/2024/ND-CP)と住宅法の施行細則を定める政令(「住宅法政令」、Decree No. 95/2024/ND-CP)が 2024 年 7 月 24 日に公布され、かつ、いずれも 2024 年 8 月 1 日より施行されています。

土地法政令・不動産事業法政令・住宅法政令の内容は多岐にわたり、また、基本的に新法の細則を定める位置付けに留まりますが、これらの政令では、各不動産関連新法では規定されていなかった新たな外資企業からの投資に関わる手続的規制として、随所に、国防省及び公安省への意見聴取手続を求める規定が盛り込まれています。従来、国防省及び公安省への意見聴取手続は、投資法上の M&A 承認の取得が必要な場合の一類型として規定が設けられていたところですが、国防省及び公安省への意見聴取手続が実際に必要な取引においては、意見聴取手続に時間を要するなど、当該プロジェクトに関する M&A 承認の取得スケジュールが大きく遅延することが度々みられたことから、今後、同様の影響が関連する不動産開発プロジェクトにも及ぶのでないかとの懸念が生じています。本レターでは、各政令上、そのような国防省及び公安省への意見聴取手続が盛

MHM Asian Legal Insights

り込まれた規定の一部をご紹介します。

(1) 土地アクセス制限区域における土地使用権の取得

土地法政令では、国境沿いの地域、区及び街区、沿岸の地域、区及び街区、島並びにその他投資法及び住宅法に従い国防及び安全保障に影響を与える地域が「土地アクセス制限区域」(ベトナム語で「khu vực hạn chế tiếp cận đất đai」)と定義されており、土地法上の外国投資経済組織(Foreign-Invested Economic Organizations)に対する土地アクセス制限区域内の割当土地使用権又はリース土地使用権の付与については、それらの付与手続上、国防省及び公安省の意見を取得しなければならないものとされています。

また、土地法上の外国投資経済組織が工業団地、工業クラスター又はハイテクゾーンにおいて土地使用権を譲り受ける場合、又は土地法上の外国投資経済組織が土地使用権の出資を受け土地アクセス制限区域でプロジェクトを実施する場合、土地法政令に規定された手続に従い、国防省及び公安省の意見を取得しなければならないものとされています。具体的には、譲受人である土地法上の外国投資経済組織は、土地の所在地の省級人民委員会に対して当該地域における譲渡又は出資を承認することを書面で申請し、省級人民委員会は、申請書を受理した日から5営業日以内に国防省及び公安省に意見を求める書面を送付し、国防省及び公安省は、意見を求める書面を受理した日から20営業日以内に省級人民委員会に対して意見を提出するものとされています。

(2) 不動産プロジェクトの譲渡

不動産事業法政令では、省級人民委員会又は首相から不動産プロジェクトの全部又は一部の譲渡の承認を得るための手続が定められていますが、譲渡先が不動産事業法上の外国投資経済組織(投資法上、土地を利用する投資プロジェクトを実施するために、外国投資家について定められた条件を満たし投資手続を行わなければならない外国投資経済組織)であり、譲渡されるプロジェクトの全部又は一部が、島、国境沿いの地域、区及び街区、沿岸の地域、区及び街区、島並びにその他国防法に従い国防及び安全保障に影響を与える地域に所在する場合、省級人民委員会は、国防及び安全保障の問題について、国防省及び公安省と協議しなければならないものとされています。

(3) 住宅プロジェクトの投資方針承認における意見聴取

住宅法政令では、住宅プロジェクトの投資方針承認を行う場合、当該プロジェクトが国防及び安全保障の確保が必要な地域であるかどうか(ひいては、住宅法上の外国 組織(外国投資企業を含む概念)等が住宅保有を制限される地域であるかどうか)を

MHM Asian Legal Insights

判断するために、国防省及び公安省の意見を取得しなければならないものとされています。

上記に関連して、住宅法政令では、国防及び安全保障の確保が必要な地域として、 以下の地域を含むものとされています。

- (a) 国防及び安全保障を確保する必要がある重要地域に隣接する地域
- (b) 軍事駐屯地、軍司令部、国防及び安全保障に関する土地利用計画内の地域に隣接 する地域
- (c) 省級以上の国家行政機関及び党機関の本部及び事務所に隣接する地域
- (d) 国防及び安全保障に関する法律で規定されている陸上国境、海上国境及び島にある地域、区及び街区
- (e) 国防に関する重要な施設の保護地域
- (f) ベトナムにおける外国人の出入国、通過、居住に関する法律により外国人の一時 的な居住が認められていない地域

住宅法政令において、国防省及び公安省は、住宅法政令の施行日である 2024 年 8 月 1 日から最長 6 か月以内に国防及び安全保障の確保が必要な地域を特定し、省級人民委員会に通知するものとされており、省級人民委員会は、当該通知を受領してから最長 15 日以内に、住宅法上の外国組織等が住宅を所有することを許可する住宅投資プロジェクトのリストを決定し、公表するものとされています。当該リストが作成・公表されれば、投資方針承認の発行に先立つ国防省及び公安省の意見聴取もスムースに実施されることが期待されますが、いずれにせよ、住宅プロジェクトに関する投資方針承認の発行スケジュールに与える影響は現段階では未知数です。

新たな土地法、不動産事業法、及び住宅法においては、外資規制の緩和を含んだ内容が盛り込まれたことが注目されていましたが、その施行細則を定める各政令からは、バランスを取る趣旨なのか、外国投資家の投資が絡む不動産プロジェクトに関して厳格な手続を定める姿勢も見受けられるところです。各政令はその公布から施行までの期間が短かったため、その解釈運用には不明な点が多く、その他の各政令の内容も含め、今後の解釈・運用の推移を慎重に見極めて対応することが肝要といえます。

(ご参考)

本レター第 159 号 (2024 年 1 月号)

https://www.mhmjapan.com/content/files/00069711/20240122-034324.pdf

本レター第 161 号 (2024 年 3 月号)

https://www.mhmjapan.com/content/files/00070014/20240325-043030.pdf

MHM Asian Legal Insights

弁護士 武川 丈士

<u>takeshi.mukawa@mhm-global.com</u>

弁護士 岸 寛樹

8 +84-24-3267-4102 (ハノイ)

hiroki.kishi@mhm-global.com

弁護士 岩澤 祐輔

★84-28-3622-2613 (ホーチミン)

yusuke.iwasawa@mhm-global.com

弁護士 眞鍋 佳奈

★ +84-28-3622-1632 (ホーチミン)

kana.manabe@mhm-global.com

弁護士 西尾 賢司

雷 +84-28-3622-2602 (ホーチミン)

kenji.nishio@mhm-global.com

弁護十 芳川 雄磨

☎ +84-28-3622-2614 (ホーチミン)

yuma.yoshikawa@mhm-global.com

4. シンガポール: 商業登記上の連絡先住所 (Contact Address) 登録 制度の導入

2024年7月2日、商業登記上の住所登録に関する新たな枠組を定める法案 the ACRA (Registry and Regulatory Enhancements) Act 2024(「本法令」)が可決され、2024年末に本法令の施行が予定されています。これに伴い会計企業監督庁(Accounting and Corporate Regulatory Authority:「ACRA」)は2024年8月23日付けで、商業登記上の新たな枠組となる連絡先住所(Contact Address)登録制度(「本制度」)の導入及び移行手続の概要を公表しました。本レターではその概要を紹介します。

現行法の下では、商業登記上、全ての取締役及び株主らの個人に属する居住住所の登録が義務付けられており、一部例外として取締役が有償の代替住所(Alternate Address)登録の手続を別途とる場合を除き、原則としてこれら個人の居住住所が商業登記簿上に表示され公開情報となっています。本制度は、取締役及び株主らの個人情報保護を強化する観点から本法令の施行と共に導入され、居住住所とは別に当局が連絡先として管理し商業登記簿上に公開する連絡先住所の登録を義務付ける枠組です。

本法令の施行に伴う本枠組の運用開始前の準備期間として、2024 年 8 月 23 日以降 2024 年末まで、既存の取締役及び株主らに関し、連絡先住所を新たに登録する移行準備期間を設けており、一例として、この移行手続は以下の表に示すとおりです。

連絡先住所登録対象	移行手続詳細
	現行法の下、別途手数料(40 シンガポールドル(約 4,420 円))を
	支払うことで代替住所を公開情報とし登録するオプションがあり、
取締役の住所	既に同オプションを選択して代替住所を登録している場合、本法令
4X前で2001年7月	施行後は、代替住所が自動的に連絡先住所に変換されるため、特段
	の対応は不要。
	上記オプションを選択していない場合は、2024 年 8 月 23 日以降

MHM Asian Legal Insights

	2024 年末までの間に、代替住所登録を行う。この場合、これまで発	
	生していた手数料は不要となる。	
	引き続き居住住所を連絡先住所とすることも可能。	
	取締役兼株主の場合は、上記取締役の連絡先住所登録方法に沿う。	
	本法令施行後は、既存の居住住所が自動的に連絡先住所に変換され	
	る。	
株主の住所	居住住所を連絡先住所とすることを希望しない場合は、2024 年 8 月	
	23 日以降 2024 年末までの間に、連絡先住所として反映させたい別	
	の住所に住所変更を行う。	
	引き続き居住住所を連絡先住所とすることも可能。	

なお、連絡先住所は居住住所と同じ法域内にあり、オフィス等の確実に連絡が取れる場所である必要があります。また、公開情報とはならないものの、居住住所も引き続き登録事項である点に留意が必要です。

居住住所は、連絡先住所の登録がなされるまで商業登記上で公的に表示され続けます。 本法令施行後は連絡先住所の登録は必須となるため、引き続き居住住所の公開を希望す る場合を除き、2024年末までの移行期間中に連絡先住所の登録対応が必要です。

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

弁護士 細川 怜嗣

+65-6593-9467(シンガポール)

パラリーガル 有馬 潤

☎ +65-6593-9750 (シンガポール)

<u>reiji.hosokawa@mhm-global.com</u>

megumi.arima@mhm-global.com

5. ミャンマー: 倒産法の運用開始に向けたアップデート~倒産実務家 の登録費用等の発表

ミャンマーにおける会社清算手続について定める倒産法の動向については、本レター第 126 号(2021 年 6 月号)以降、直近では本レター第 160 号(2024 年 2 月号)においてお伝えしているとおりです。会社清算手続等の実施に際し、会社による選任が法律上必須とされている倒産実務家(Insolvency Practitioner)については、2024 年 9 月現在も依然として所定の登録が行われておらず、法律的に有効な会社清算手続等が開始できない状態が続いています。

そのような中、ミャンマーの最高裁は、2024年8月9日付けの Notification 第998/2024

MHM Asian Legal Insights

号(「本 Notification」)において、倒産実務家の登録、変更及び更新に関する手数料と、これらの手続に際して、投資企業管理局(Directorate of Investment and Company Administration:「DICA」)への届出を行うための様式を決定したことを公表しました。

本 Notification では、倒産実務家の登録費用が 20 万ミャンマーチャット(約 14,000円)であることが明示されました。他方、実際にどのような様式での手続が求められるのかは、その具体的記載内容を含め、2024年9月15日現在、DICAのウェブサイトでも公表されておらず明らかではありません。そのため、倒産実務家の登録はまだ行われておらず、倒産法の定めに基づく会社清算手続等が開始できない状態からのアップデートは生じておりませんが、遅々とした動きではあるものの、倒産法の全面施行に向けた準備は進んでいるということは言えそうです。

(ご参考)

本レター第 126 号 (2021 年 6 月号)

https://www.mhmjapan.com/content/files/00048270/20210621-114402.pdf

本レター第 160 号 (2024 年 2 月号)

https://www.mhmjapan.com/content/files/00069854/20240220-124928.pdf

弁護士 武川 丈士

2 +95-1-9253652 (ヤンゴン)

<u>takeshi.mukawa@mhm-global.com</u>

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-9253654 (ヤンゴン)

☎ 03-6266-8566 (東京)

atsushi.inoue@mhm-global.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +95-1-9253653 (ヤンゴン)

kana.manabe@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラムータイで食べるベトナム風タピオカ麺と、ベトナムで食べるタピオカ麺ー

本年8月半ばよりホーチミンシティでの勤務を開始し、約1か月が経過しました。ホーチミンシティでの生活で驚かされるのは、麺料理の多様さです。有名なフォーのほかに、ブン、フーティウ、ミー、カオラウ等、多様な見た目・食感・地域性の麺料理がひしめき合っています。

その中で個人的に興味を持ったのが、 Bánh Canh(バインカン)という麺を使った料理です。これは米とタピオカを使って作った太麺で、見た目は日本のうどんのようにも見えますが、食感はもう少しプルプル、ツルツルとしています。スープは様々な味があるようで、Bánh Canh Cua(バインカンクア)という蟹入りの濃厚なスープも人気ですが、もう少しプレーンな(あえて言えばフォーと同じような)スープのバインカンもあります。



ホーチミンシティのバインカン

ベトナムのタピオカ麺と聞いて思い出したのですが、実はタイにも「ベトナム風タピ



クワイジャップユアン

オカ麺」と呼ばれる料理があります。クワイジャップユアン(ค๋วยจั๊บญาน)という料理がそれです。「ユアン」がタイ語で「ベトナム」という意味ですので、クワイジャップユアンは直訳するとまさに「ベトナム風ヌードル」という意味になります。なお、紛らわしいことに、タイには別途「クワイジャップ(ค๋วยจับ)」という麺料理があり、これは上記のクワイジャップユアンとは全くの別物です(声調も異なります)。

クワイジャップユアンはタイの東北地方(イサーン)で人気の麺料理で、東北地方に属するウボンラチャタニー県、ノーンカーイ県、ルーイ県等では「カオピアックセン(ช้าวเปียกเส้น)」と呼ばれることもあります。さらに、実はラオスでも同じ料理がカオピアックセンの名前で売られています。

バインカンとクワイジャップユアンを比較すると、麺は基本的に同じようなツルツル

MHM Asian Legal Insights

麺ですが、タイでは細麺タイプのセンレックもよく見かけます(その関係か、クワイジャップユアンの方が若干もちもち感がより強く感じられた気がします。)。スープや具はお店によるので比較が難しいところですが、クワイジャップユアン(カオピアックセン)の方がとろみのあるスープであることが多いのに対して、バインカンはあっさり目のスープであることもあります(上記の写真はまさにその例で、これによって2つの料理の印象が大きく異なってきます。)。また、クワイジャップユアンには薬味以外の野菜があまり入りませんが、バインカンにはしばしば写真のような青菜が乗ってくるのがベトナムらしいなと感じます。

2つの料理が歴史的にどのように関連して発展・分岐してきたのかは今後勉強していきたいと思いますが、ベトナム、ラオス、タイで似た麺を使った料理が食べられているのは地続きの国ならではの事象かと思われ、島国にはないロマンを感じるところです。

(弁護士 岩澤 祐輔)

MHM Asian Legal Insights

セミナー情報

▶ セミナー 『インド M&A 入門~外資規制、DD の典型論点や契約交渉のポイ

ントも踏まえて~』

開催日 2024年10月10日(木)10:00~12:00

講師 御代田 有恒

主催 株式会社金融財務研究会

セミナー 『【オンライン/会場】実務担当者のための日本・グローバルの個

人情報保護規制入門講座~つまずきやすいポイントに留意しつつ

解説致します~』

開催日 2024年10月15日(火)14:00~17:00

講師 田中 浩之

主催 一般社団法人企業研究会

NEWS

▶ 横浜オフィス業務開始のお知らせ

横浜オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として、2024 年8月19日より、正式に業務を開始いたしました。

横浜オフィスには、コーポレート・ガバナンスを含めた会社法全般、スタートアップ支援、M&A、訴訟・紛争等の分野において豊富な経験を有する河島 勇太 弁護士及び高津 洸至 弁護士が所属し、東京オフィスをはじめとする他の国内拠点に加えて、クロスボーダーの M&A やアジア進出などの業務につきましては、ニューヨーク・北京・上海・シンガポール・バンコク・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタ・ヤンゴン・マニラの各海外拠点及び提携事務所、当事務所所属の弁護士が滞在する各国の法律事務所と密に連携し、神奈川県のクライアントの皆様の近くで、きめ細やかに最先端のリーガル・サポートを提供してまいります。

➤ AI 法務プラットフォーム「LegalOn Cloud」における「MORI HAMADA ライブラリー」提供開始のお知らせ

森・濱田松本法律事務所(以下「MHM」)は、株式会社 LegalOn Technologies (本社:東京都渋谷区 代表取締役 執行役員・CEO:角田望、以下「LegalOn Technologies 社」)が提供する、法務業務全体を包括的に支援する AI 法務プラットフォーム「LegalOn Cloud」において MHM が作成する法務コンテンツを搭載した「MORI HAMADA ライブラリー」の提供を 9 月 12 日より開始したことをお知らせいたします。

LegalOn Cloud において MHM が提供する「MORI HAMADA ライブラリー」では、 まずは、M&A や国際取引に関するひな形、各種会社法関連書類、それらに付随 する解説記事などの法務コンテンツを搭載する予定です。M&A 関連や国際取引

MHM Asian Legal Insights

などのより複雑かつ高い専門性が求められる案件について、必要な書式・解説を 提供することで企業法務を支援いたします。これにより、複雑かつ専門性の高い 案件での適切な契約リスクのコントロールや、スピード感のある対応を支援でき るものと考えております。

MHM はクライアントの皆さまに対し、今後も業務に役立つ実用的な法務コンテンツを提供し、企業法務の支援を行ってまいります。